

学校いじめ防止基本方針

北海道札幌手稲高等学校

本校では、平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」施行により、生徒が意欲を持って充実した高校生活を送れるようにいじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために、次のように基本方針を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、全生徒を対象としたいじめの未然防止の観点から、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となり継続的に取り組む。

そのために、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、未然防止の観点から、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

また、これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性について、保護者に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、全ての教職員等が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることもあることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

そのために、これまで実施してきた定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、一層、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

4 いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、生徒に対しては直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する等、組織的な対応を行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、他人の痛みを知ることが出来るよう根気強く指導し、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を加えることとする。また、被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめを解決する力を育成する。

また、保護者への対応については、いじめられている生徒、いじめている生徒どちらの保護者に対しても事実を把握したら速やかに面談し、心情に配慮しながら協力を求める。場合によっては、保護者同士が対立している時は、学校が間に入って関係調整する。

また、教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関（警察や保健福祉関係機関や医療機関等）と情報交換ばかりでなく行動連携も視野に入れた一体的な連携も進める。

5 ネットいじめへの対応

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為であることから、フィルタリングや見守り等について保護者への啓発するとともに、講演や教科「情報」など全教育活動を通して情報モラル教育を一層充実させる。加えて、被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールを通してネットいじめを把握し不当な書き込みについて、管理者へ削除依頼や警察へ相談等厳正に対処する。

6 重大事態への対応

生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、重大事態と判断し、北海道教育委員会（以後、道教委と記す）に報告するとともに、道教委が設置する「いじめ問題対策チーム」に協力する。